

## 通所介護事業・重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

- 1) 事業所名 : 寿光園デイサービスセンター通所介護事業所  
 2) 所在地 : 広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀821番地  
 3) 事業所番号 : 3473500118  
     平成11年9月17日指令可セ第68号  
 4) 管理者 : 横畠 正昭  
     連絡先 : 0826-22-1082  
 5) サービス地域 : 安芸太田町

### 2. 事業所の目的

寿光園デイサービスセンター通所介護事業所は、介護保険法に従い、ご契約者（ご利用者）が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

### 3. 事業所の運営方針

寿光園デイサービスセンターでは「にこやかに（和顔）、やさしく（愛語）」をスローガンとして、おひとり、おひとりの利用者に接し、援助を行い居宅生活が安心に送れるように努めます。

### 4. 事業所職員体制

職種	従事する職種・業務	人員数
管理者	統括管理	1名
生活相談員	利用者・家族との相談、事業所内サービスの調整・関連サービス事業者との連絡調整	1名以上
看護職員	健康確認・健康状態の把握	2名以上
介護職員	利用者の介助・支援・見守り	4名以上
機能訓練指導員	機能減退を防止する為の訓練	2名以上
看護師兼務		

### 5. 営業日時

- 1) 営業日 : 月曜日～金曜日  
 2) 休日 : 土曜日・日曜日 12月31日～1月3日  
 3) 営業時間 : 8時00分～17時15分まで  
 4) サービス提供時間 : 8時30分～15時30分まで

### 6・サービス内容

- 1) 定員 : 25名（一日あたり）  
 2) サービス内容 : ① 日常生活上の相談・援助     ② 健康状態の確認  
                           ③ 機能訓練サービス     ④ 送迎サービス  
                           ⑤ 入浴サービス         ⑥ 食事提供

## 7・利用料金・その他費用の額について

- 1) 厚生労働大臣の定める基準自己負担金額（ご利用1回あたりの自己負担金額）

区分 費目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	584円	689円	796円	901円	1008円
入浴加算	40円	40円	40円	40円	40円
サービス提供体制加算	22円	22円	22円	22円	22円
科学的介護推進体制加算	40円	40円	40円	40円	40円
口腔ケア加算	150円 (月2回)	150円 (月2回)	150円 (月2回)	150円 (月2回)	150円 (月2回)

\*介護職員処遇改善加算(Ⅰ)が加算されます。

\*上記の金額は一割負担の金額です。二割負担、三割負担の場合もございます。

\*口腔機能向上加算は該当者のみ

- 2) 通常の事業実施区域外に居住する利用者の方に送迎を行う場合、通常の事業区域を越えた地点から路程1キロメートル当たり30円を実費としてご負担いただきます。
- 3) その他に以下の実費を発生時にご負担頂きます。

費目	実費請求金額
食費	780円(1食あたり)
嗜好品代	200円(月額固定料金)
衛生用品代	実費(おむつ・パット等)
その他	上記以外に施設で提供される便宜のうち、日常生活・施設活動に必要となる(活動材料費等)ものに係る費用でご利用者に負担を求めることが適当と認められるものの実費。

\*「嗜好品」とはお茶・水以外の飲料物です。

## 8・利用の取りやめ(キャンセル)の扱い

- 1) ご利用を中止される場合には速やかに以下の連絡先までご連絡ください。

**連絡先：0826-22-1082**

- 2) ご利用のご都合でご利用を中止される場合にはご利用予定日の前々日までにご連絡ください。  
事前に利用中止のご連絡が無くご利用を中止される場合には以下のキャンセル料金を申し受け  
る場合がありますのでご了承ください。  
\*但し、ご利用者の身体状態の急変など緊急やむえない事情がある場合にはこの限りではありません。

- 3) キャンセル料金

ご連絡時期	キャンセル料金
サービス利用予定日の前々日	発生しません。
サービス利用予定日の前日	基準ご負担金額の50%
サービス利用予定日の当日	基準ご負担金額の100%

\*キャンセル料金は該当ご利用月のご請求金額に合算させていただきます。

## 9・緊急時および・事故等への対応

- 1) 施設サービス提供中にご利用者の身体状態の急変、その他事故発生に伴い緊急事態が発生した場合には速やかにご家族・主治医・または協力医療機関に連絡を行う等の措置を講じます
- 2) 施設サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行います。

## 10・非常災害時の対応

- 1) 施設の利用時に天災・その他災害が発生した場合、従業者はご利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は日常的に具体的な対応方法、避難経路及び、協力機関との連携方法を確認し非常災害時には避難等の指揮をとります。
- 2) 非常災害時にそなえて年に2回の避難訓練を行います。

## 11・虐待防止の取組み

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者：管理者 横畠 正昭
- 2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行います。
- 3) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- 4) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しています。
- 5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

## 12・身体拘束等の禁止

- 1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

## 13・感染症の対策

- 1) 感染症の保菌者や感染症に対して個別の対応が必要な方（感染が疑われる方）は、ご利用開始前に申し出いただくと共に、デイサービスの利用にあたり感染防止対策の為、かかりつけ医師の意見書の提出をお願いいたします。医師の意見書の内容を踏まえご利用を制限頂く場合もあります事をご了承ください。
- 2) 感染症を発症された場合、又は感染症の感染が疑われる症状を呈しておられる場合、状況を確認検討の上、施設の利用制限いただく場合があります事をご了承ください。

## 14・個人情報への対応

- 1) 事業者・従業者は施設サービスを提供する上で知りえたご利用者、又はご家族の方に関する情報を正当な理由なく第3者に漏洩いたしません。この守秘対応はご利用者の方の利用契約が終了した後も継続されるものです。
- 2) 事業者は、ご利用者の個人情報を使用する場合には別途定める同意書の取り交わしを踏まえて行います。

## 15・相談・苦情対応の窓口

サービスに対する相談、苦情については以下の窓口で対応を行います。

- 1) 事業所相談窓口 : 電話番号 0826-22-1082 (デイ直通)  
電話番号 0826-22-1075 (法人代表)  
FAX 0826-22-1076  
担当 生活相談員 横畠 正昭

### 対応の手順

ご利用者（ご家族） → 窓口担当 → 管理者 → 関係者調査指示 → 関係者報告  
→ 施設運営委員会 → 解決案提示 → 施設長 → 回答 → 解決  
＊内容により中間協議を省いて解決案提示を進める場合があります。

## 2) 公的機関における苦情相談窓口

安芸太田町 介護保険相談窓口	所在地 電話番号 FAX番号	山県郡安芸太田町社会福祉事務所 0826-25-0250 0826-22-0686
広島県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号	広島市中区東白島町 19-49 082-554-0783 (8時30分～17時15分)

## 16・サービス記録の開示

- 1) サービス提供に伴う実施記録は、ご利用者本人・ご家族からの開示希望がある場合には施設相談室等で開示対応を行います。また関係者など本人・ご家族の方以外の方からの開示要望があった場合には個人情報の取り扱い同意書に基づいて検討し対応します。

## 17・提供するサービスの第三者評価の実施の有無

- 1) 実施しておりません。

## 18. 貴重品等の管理

- 1) 貴重品・装飾品の持込は禁止します。  
但し、自己管理及び自己責任において持込を希望される場合は誓約書の提出が必要となります。
- 2) 事業所は管理いたしません。
- 3) 携帯・スマートフォンの持込は許可していますが、カメラ撮影（静止画・動画）は個人情報保護のため、固く禁止します。カメラ撮影行為が疑われる場合は、持込を禁止します。

## 19・その他制限事項

- 1) 従事者に対する贈り物・付け届け・飲食等のもてなしは固くお断りいたします。
- 2) 施設への飲食の持ち込みは相応の理由がある場合を除いて固く禁止します。
- 3) 施設での営利行為や強要を伴う勧誘・金銭の貸借・物品の売買交換は固く禁止します。
- 4) 施設ご利用時のご利用者間の交流につきましては、各個人の責任において節度ある交流をお願いいたします。自己管理が困難な方につきましては職員が交流内容に関わる場合が有ることをご了承ください。
- 5) 施設のご利用時に、違法行為や集団活動の場にそぐわない言動が著しく有る場合には施設利用の制限や利用中止となる場合があります。

## 説明確認欄

令 和 年 月 日 ( )

通所介護事業の利用開始にあたり上記の通り説明をしました。

事業所 所在地 • 山県郡安芸太田町大字下筒賀821  
事業者名 • 寿光園デイサービスセンター通所介護事業所

説明者 \_\_\_\_\_ 

通所介護事業の利用開始にあたり上記の通り説明を受け、同意します。

利用者 住所 広島県山県郡安芸太田町大字

氏名 \_\_\_\_\_ 

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 